

○横浜市手数料条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 32 号

横浜市手数料条例をここに公布する。

横浜市手数料条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定及び他の法律の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(省略)

(82) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条の規定に基づく定期検査手数料

ア 非自動はかり(計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)に係る手数料は、それぞれ次のとおりとし、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。)がひょう量の 10,000 分の 1 未満のものにあつては、それぞれ当該額の 2 倍の額とする。

(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が 100 キログラム以下のもの 1 個につき 1,400 円

(イ) 同 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの 同 1,800 円

(ウ) 同 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの 同 2,200 円

(エ) 同 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの 同 3,100 円

- (オ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 同 250 円
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもの以外のものであって、ひょう量が 100 キログラム以下のもの 同 500 円
- (キ) 同 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの 同 900 円
- (ク) 同 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの 同 1,500 円
- (ケ) 同 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの 同 2,100 円
- (コ) 同 1 トンを超え 2 トン以下のもの 同 3,700 円
- (サ) 同 2 トンを超え 5 トン以下のもの 同 6,900 円
- (シ) 同 5 トンを超え 10 トン以下のもの 同 10,700 円
- (ス) 同 10 トンを超え 20 トン以下のもの 同 15,000 円
- (セ) 同 20 トンを超え 30 トン以下のもの 同 19,100 円
- (ソ) 同 30 トンを超え 40 トン以下のもの 同 21,600 円
- (タ) 同 40 トンを超え 50 トン以下のもの 同 29,800 円
- (チ) 同 50 トンを超えるもの 同 51,200 円
- イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり 同 10 円
- ウ 皮革面積計 同 2,500 円

(83) 計量法第 127 条第 3 項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料 1 件につき 7,400 円

(84) 特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号)第 39 条の規定に基づく特定計量器の所在場所検査に要する検査手数料

ア ひょう量 1 トン未満の特定計量器検査手数料 半日を単位として 1 回につき 3,500 円

イ 同 1 トン以上 5 トン以下の特定計量器検査手数料 同 29,900 円

ウ 同 5 トンを超える特定計量器検査手数料 同 46,200 円

(85) 計量証明書の交付手数料 1 件につき 300 円

(以下省略)